

特集

平成13年版情報通信白書第1章 「特集：加速するIT革命」について

明治大学法学部専任講師 佐々木秀智



昨年11月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)が制定され、IT社会への移行のための基本理念、推進体制が確立され、同法に従って、様々な分野でIT関連法制度が整備されつつある。そのなかで、今年の情報通信白書の特集は、「加速するIT革命～ブロードバンドがもたらすITルネッサンス～」と題して、ITが社会にいかにか浸透しており、さらに普及させるためにいかなる社会的基盤を整備する必要があるかについて詳細な検討を行っている。これまでの通信白書は、技術面に重点をおいていたが、今年の情報通信白書は、法政策的・社会的な側面にも重点をおいているとの印象を受ける。特に、第1章Ⅱにおいて、「IT社会実現への課題」として4つの政策課題を提示している点が注目される。ここでは、法政策的観点から、白書の第1章について、若干のコメントをしてみたい。

まず第一に、このような基本理念、推進体制の確立および政策課題の提示は、世界的な動向からすれば、遅きに失した感がある。白書でも整理されているように(36～37頁)、IT化が進んでいる各国では、すでにIT化推進に関する基本理念、推進体制を明確に法制化したうえで政策を実施し、課題の提示・対応を行ってきたのである。この動きの遅れがわが国のIT化の遅れに明確に出ているように思われる。これまでの白書でも、いかなる分野で法政策的対応が必要であるかについて積極的に指摘・提言すべきであったのである。もっ

とも、今年の本書は、法政策的側面も重視しており、今後も継続すべきである。

第二に、しかしながら、後発であるがゆえのメリットもあり、情報格差(デジタル・ディバイド)への対応も、IT基本法8条で規定され、白書でも詳細な分析がなされている(97頁以下)。

ただ、この問題に関する白書の分析について、いくつかの疑問がある。

まず、インターネット利用の比率において、パソコンと携帯電話・PHSに分けて分析がなされているが、それらは同列に扱いうるか疑問である。入手可能な情報の量・内容の点などにおいて、両者に差があり、それらを考慮に入れるべきではないだろうか(たとえば、官邸や総務省などのホームページに携帯電話・PHSからアクセスできない)。この差を考慮に入れば、白書では、両方を組み込んで格差が少ないとしている地域別のインターネット利用率も問題になってくるであろう。

また、インターネットを利用しない理由に関する分析もなされているが、ここで提示された理由は、「格差」と直接に結びつくのか疑問である。「お金がかかるから」(47.2%)利用しないという経済的な理由であれば、格差という言葉が当てはまる。しかし、それ以上に大きい割合を占めているのが、「関心がない」(73.4%)、「魅力を感じない」(67.2%)、「きっかけがない」(63.5%)といったものであって、これらの理由からインターネットを利用しないからといって、格差がある、

情報弱者などとレッテルを貼ることができるのであろうか。自らの価値判断によって利用しないとされている人に無理に利用させることまではできないのであり、結果として何らかの格差が生じても、それはその人の責任である。公的な対応ができるのは、その人がインターネットを利用したいと思ったときに、何の障害もなくITを習得することができる環境の整備である。

さらに、情報格差との関連で、「情報リテラシー」という言葉がいかなる意味、内容をもつかに関する説明が十分になされているか疑問である。特に、白書では、情報リテラシーの具体的要素として、「情報機器の操作取扱いに加え、主体的に情報源やそこから得られる情報を取捨選択し、収集・活用できる能力など」をあげているが（120頁）その後の記述においては、情報機器の操作取扱いが中心となり、「主体的に…」以下の部分に関する言及が十分にはなされていないような印象を受ける。情報機器の操作取扱いに関する配慮も重要であるが、将来的には、「主体的に…」以下の部分の能力の向上に向けた取組が必要になると思われる。

第三に、いくら電子商取引の利点を強調しても、その影の部分への対応として、取引の安全性の確保、個人情報 の適正な取扱、詐欺的取引の防止などの消費者保護に関する法制度および体制が整備されていなければ、一般消費者が電子商取引に魅力を感じることはないであろう。この点、白書においても（110頁以下）電子商取引に対する消費者の不安および消費者が必要とする措置のあり方などが分析されている点は、評価できる。

これまでの電子商取引の環境整備に関する議論は、技術的側面を重視したものが多かった。しかし、技術面でのみ議論を深化させても、それを扱う人間に規範遵守意識が存在しなければ、不十分なものとなり、法的対応が必要とされるのである。今年の白書では、電子商取引以外にも法制度の整備状況について言及しているところがあるが、ここで重要なのは、（電子商取引に対する消費者の不安の分析のような）IT化のためにいかなる法政策的対応が必要であるかに関する国民のニーズを的確に把握することである。

第四に、今年の白書は、郵政省から総務省となり、また「通信白書」から、「情報通信白書」と名称が変更になって、最初の白書である。これまでの通信白書では、郵政省の所掌事務の範囲内かつその視点で白書が作成されていたが、今年1月の省庁再編で、それまでの自治省、総務庁などと統合されて総務省になったことから、これまでの通信白書以上に広範な分野にわたって、多様な視点から分析を試みるのが可能になり、またそうすべきである。しかしながら、名称は変更になったが、IT化の進展によって生じた新たな問題分野以外の内容に新しいものは少ない。ただ、このことは、総務省発足から半年余りしか経っていないことなどを考えれば、将来の課題であるともいえる。

以上、気づいた点をあげてみたが、白書では技術的側面のみならず、多角的な分析が必要であり、今年の白書は、その意味で新しい傾向を打ち出したといえる。法政策的側面以外にも、この傾向をさらに推し進めるべきである。